

令和2年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和2年12月 8日

閉 会 令和2年12月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（12月8日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	川 崎 憲 二 君
3番	久 慈 省 悟 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	坂 本 豊 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 中川 悟 君  
議会事務局 次長 坂本 ゆかり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7番 坂本 豊 君  
1番 小鹿 重一 君

---

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第76号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第77号 蓬田村法定外公共物管理条例の制定について

議案第78号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

議案第79号 令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案

議案第80号 令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案

議案第81号 令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案

議案第82号 令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第83号 令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案

議案第84号 蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第85号 蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 6 議案第76号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第 7 議案第77号 蓬田村法定外公共物管理条例の制定について

第 8 議案第78号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

第 9 請願第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求め

る意見書採択の請願

午前9時40分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和2年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番坂本 豊君、1番小鹿重一君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月10日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月10日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、12月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和2年9月村議会定例会以後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告申し上げます。

9月28日月曜日、青森地域広域事務組合議会定例会が開催され、出席をしております。

9月30日、秋の交通安全マスコット配布がよもつとで行われまして、これに出席しております。なお、新型コロナウイルスの影響で旬間、20日から30日までの旬間の最後の平日開催となりました。

10月6日火曜日、第5回村議会臨時会を開催しております。

10月10日、蓬田小学校の運動会が開催されましたので、出席してございます。

10月15日木曜日、青森地域広域事務組合今別分署が開署されまして、その式典に出席しております。

10月16日金曜日、青森圏域連携中枢都市圏市町村長会議が開催されまして、これに出席をしております。

また同日、青森県に対する青森圏域重点事業の説明会がありまして、県庁の知事室で行われました。本村では、「たままつ海の情報館」の利活用の促進と、本施設の蓬田村への移管を要望したところでございます。

10月19日月曜日、青森県国有林野所在市町村長連絡会議があり、これに出席いたしました。

10月27日火曜日、東北地方治水大会が開催されましたので、出席しております。

11月1日、蓬田村消防団秋季火防パレードが行われました。私は欠席いたしましたけれども、消防団の皆様が村内をパレードしたものでございます。

11月6日金曜日、第6回蓬田村議会臨時会を開催いたしました。

11月9日月曜日から翌日10日まで、東京都におきまして安全・安心の道づくりを求める全国大会が開催されまして、これに出席いたしました。なお、県の幹部と一緒に国土交通省の道路整備、あるいは河川整備の担当に要望活動をしてまいりました。本村では、阿弥陀川の推進ということで話を進めてまいりました。

11月11日、交通安全青森県民大会が青森市であり、これに出席しております。

11月12日木曜日、東青地区地域づくり懇談会、これは青森河川国道事務所、これは国土交通省の出先でございますけれども、ここが主催しております。これにつきましても、

先ほど申し上げました二級河川阿弥陀川の改修について意見を申し述べました。

11月17日火曜日、青函共用走行区間高速走行早期実現協議会、これはトンネルの中を高速化するというのでつくられている協議会でございます、青森県と北海道の関係市町村、あるいは商工関係等の委員でもって構成している協議会でございます。これを今はやりのウェブ会議、テレビでやったわけでございます。

11月24日火曜日、高規格道路建設道路整備県総決起大会が開催されまして、出席しております。

11月25日水曜日、令和2年度第2回蓬田村行政懇談会を開催しております。

11月30日月曜日、第7回蓬田村議会臨時会を開催いたしました。

以上のとおり、主なるものについて、ご報告を申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、よもぎた村民祭やあるいは敬老会などのイベント、行事、その他のものを中止、あるいは延期したことを申し添えます。

以上でございます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案10件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、令和2年第4回蓬田村議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案10件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第76号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法の一部改正に伴い蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり、提案するものであります。

議案第77号、蓬田村法定外公共物管理条例の制定については、道路・河川などの公共物のうち道路法・河川法などの法律の適用または準用を受けないものの設置及び管理に関する規定を設けるために提案するものでございます。

議案第78号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定については、蓬田村ふれあいセンター等の指定管理者の指定について議会の議決を要するため、提案するものであります。

議案第79号、令和2年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案につきまして、ご説明

申し上げます。

歳入の主なるものとして、繰入金409万3,000円などを増額し、村債540万円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費512万1,000円、民生費565万7,000円などを増額し、議会費128万円、教育費1,117万8,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに218万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ28億182万4,000円となるわけであります。

議案第80号、令和2年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）案につきましてご説明申し上げます。歳入として繰入金30万円を増額し、歳出として総務費30万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに30万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ2,726万4,000円となるわけであります。

議案第81号、令和2年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案につきましてご説明申し上げます。歳入として、県支出金360万円、繰入金7万7,000円を増額しております。次に、歳出として総務費7万7,000円、保険給付費360万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに367万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,761万9,000円となるわけであります。

議案第82号、令和2年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第4号）案につきましてご説明申し上げます。歳入の主なるものとして、繰入金297万7,000円などを増額しております。次に歳出として、総務費284万5,000円、保険給付費250万円を増額しております。このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに534万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億616万7,000円となるわけであります。

議案第83号、令和2年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきましてご説明申し上げます。歳入の主なるものとして、諸収入706万3,000円などを増額しております。次に歳出の主なるものとして、諸支出金681万9,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに963万6,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ

9,027万8,000円となるわけであります。

議案第84号、蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会教育長の任命について同意を得るため提案するものであります。

議案第85号、蓬田村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

日程第6 議案第76号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第6、議案第76号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

税務課長。

○税務課長（川崎幸治君） 議案第76号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

新旧対照表をご覧ください。

国民健康保険税の減額条例第23条です。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を「33万円」から「43万円」に引き上げるとともに、「被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える」という内容となっております。

附則1、この条例は、令和3年1月1日から施行する。2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税につい

て適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例による。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第77号 蓬田村法定外公共物管理条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第7、議案第77号蓬田村法定外公共物管理条例の制定についてを議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第77号、蓬田村法定外公共物管理条例の制定について。

蓬田村法定外公共物管理条例を次のように定めるものであります。

提案理由といたしましては、道路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法などの法律の適用または準用を受けないものの設置及び管理に関する規定を設けるため提案するものであります。

1枚お開きください。

（目的）第1条から、3枚目の（委任）の第17条までの条例を制定しております。中身に関しては、提案理由といたしました道路法、河川法等の適用がない里道、水路、普通河川等に使用されている土地を法定外公共物といいますけれども、地方分権推進一括法の施行に伴い改正された国有財産特別措置法によって現実に道路や水路としての機能を有しているものについては、平成17年3月31日までに市町村に無償譲渡されることとなって、実際無償譲渡されております。これによって、法定外公共物の所有権は市町村

に帰属して、その機能管理及び財産管理とも自治事務となったため、法定外公共物の設置及び管理に関する条例を制定する必要性が生じました。

しかしながら、平成17年当時村では法定外公共物の管理に関する条例は別段制定をしないで、一般法である地方自治法238条の4第2項による行政財産の許可による手続、これは蓬田村財務規則の182条から193条で規定されております蓬田村行政財産使用料徴収条例で現在まで代用しておりました。

しかしながら、昨今いろいろ状況が変わってきまして今回の条例制定、それから施行規則等も公布する予定でございます。これにつきましては、法定外公共物に共通する占用許可の手続及び使用料について制定するものであります。

なお、3枚目の附則の施行期日のところでありますけれども、過料の規定につきましては住民に周知をするため公布は今行いますけれども、過料の部分の適用は施行を4か月遅らせて、令和3年4月1日とするというものであります。

また、現に村の財務規則の183条の規定によって、今まで法定外公共物占用の許可を受けている案件につきましては、現在は3件であります。これについては、県条例を基に占用料を徴収していたため、条例制定後も徴収額自体はこの新しく制定する条例と同じ金額で、変わらないということになります。

以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番吉田 勉君。

○6番（吉田 勉君） 今、現状で当てはまっているのが3件ということでしたけれども、もし差し支えなければどういうのが当てはまるのか、具体的にあまり見えてきていないんですけれども、差し支えなければ教えてほしいと思います。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 今現在3件あるものについては、全て公有水路であります。公有水路上に建物・構造物が乗っかっている形になったところで、具体的に言いますと株式会社コメリさんの店舗のところ、それから和楽寿司さんのところも、あそこも水路が下に入っています。それから、越田板金さんのところも水路をまたいだ形で橋が架かっておりますので、その部分の3件になります。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。7番坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今水路を占有するといつて、例えば水田に機械等が進入する進入

路とか造っていますけれども、そういうのも当てはまることになりますか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（小松生佳君） あくまでも所有者が使っている部分に関しては、占用許可は要りませんので、これのほうに該当にはなりません。水路でそのところを常時利用している場合は、田んぼに入っていくところの部分ですよ。そういう部分に関しては、この条例には該当しないことになります。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第78号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（木村 修君） 日程第8、議案第78号蓬田村公の施設の指定管理者の指定について議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第78号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、蓬田村の公の施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、蓬田村ふれあいセンター等の指定管理者の指定について議会の議決を要するため、提案するものであります。

1枚お開きください。施設の数7施設です。蓬田村ふれあいセンター、それから玉松園カントリーパーク、よもぎた物産館、この3施設については、よもぎたアシスト株

式会社のほうに指定管理をするものであります。それから、蓬田村ライスセンター、蓬田村堆肥製造施設、蓬田村トマト選別施設、これは青森農業協同組合のほうに指定管理するものであります。それから、最後の蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設、これは蓬田村漁業協同組合のほうに指定管理するものであります。

指定管理の期間は、令和3年4月1日から5年間で、令和8年3月31日までの5年間となっております。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願

○議長（木村 修君） 日程第9、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書採択の請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（木村 修君） 起立少数です。よって、議案第2号は不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時09分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 3月 8日

蓬田村議会議長 木 村 修

会議録署名議員 坂 本 豊

会議録署名議員 小 鹿 重 一